

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成21年3月27日

弁護士 池田伸之 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

平成21年2月27日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第1項並びに第28条第1項第2号及び第4号の適用対象とはならない。また、建設業法第47条第1項第1号については罰則に係る条項であり、その適用の有無については行政機関として回答できない。その他の照会法令については、判断となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答することは困難である。

2 照会法令の適用の有無を判断するための基準

(1) 照会のあった事実において、代理人Cが建設業法第2条第3項の建設業者ではないことから、同法第22条第1項並びに第28条第1項第2号及び第4号の適用対象とはならない。

(2) また、建設業者Bと代理人Cとの間の契約において、相当程度の権限がCに委任され、契約内容の決定権限を実質的にCが有しており、請負契約の当事者と認められるような場合であれば、建設業法第3条第1項の適用対象となる。

代理人Cが同法第3条第1項の適用対象となる場合において、建設業者A、Bは同法第28条第1項第6号の適用対象となる。